

平成24年5月15日
京都北都信用金庫

貸付けの条件の変更等の実施状況について (平成24年3月末時点)

平成21年12月4日に施行されました「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」の第4条および第5条に基づく「貸付けの条件の変更等」について、平成24年3月末の実施状況（平成21年12月4日から平成24年3月末までの累積実績）を公表いたします。

(単位：百万円)

	申込み		実行		謝絶		審査中		取り下げ	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
中小企業のお客さま向けの貸付債権	3,775	116,521	3,487	108,456	61	1,637	82	1,943	145	4,482
住宅資金お借入れのお客さま向けの貸付債権	340	3,600	248	2,602	21	235	4	28	67	734

(注1) 上記計数は、債権ベースで集計しております。また、百万円単位未満は切捨てしております。

(注2) 「申込み」とは、①お客さまから返済条件変更のお申込みがあったもの、②お客さまが明示的に返済条件変更のご意向を示されていない場合でも、お客さまの経営再建または支援を図ることを目的として当金庫が元本の返済猶予等を行ったものを指します。

以上